

～市内企業の雇用の確保と地域の活性化を図ります～

飛騨市就職奨励金制度

目的

飛騨市では、市の人口増加及び定住促進により地域の活性化を図るため、地元企業就職者のうち要件を満たす方に対して、奨励金を交付します。



対象者条件・交付金額

常用労働者（時間計算の給与従業員（パート、アルバイト）を除く）として採用されてから3年を経過しており、奨励金交付後も引き続き市内の同じ企業に勤務し、市内に住所を有する意思があること。（※金融業、保険業、公務員等定期的な人事異動や出向等に伴い、市外への転勤が想定される事業所は対象外となります。）

| 区 分 | 資 格 | 奨励金の額 |
|----------|---|-------|
| ①学卒等就職者 | 中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市内の企業に就職された方。 | 7万円 |
| ②Uターン就職者 | 飛騨市での就職に至るまで、市外の事業所で12か月以上雇用されており、就職時の年齢が満45歳以下であること。 | |

申込み方法

就職奨励金交付申請書に次に掲げる必要な書類を添付し、商工課窓口、又は各振興事務所へご提出ください。

| 必要書類 | 申込期限 |
|---|------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・住民票（発行後3ヶ月以内のもの）・学卒者の卒業したことの証明できる書類（学卒等就職者のみ）・雇用契約書の写し・健康保険証の写し・誓約書（様式第2号） | 交付対象者となった日から1年以内 |

【例】令和5年4月1日採用の場合、採用後3年後にあたる「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」が申請期間となります。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901